

第4期障害福祉計画策定に関する国の基本指針※の概要

※基本指針の正式名称：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

1. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉計画の策定にあたって、ふまえるべき基本理念、基本的な考え方が示されています。

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 • 市町村を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 • 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 障害福祉サービスの提供体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> → 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 → 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 → グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 → 福祉施設から一般就労への移行等の推進 • 相談支援の提供体制の確保 • 障害児支援の提供体制の確保

2. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度としてめざすべき成果目標を定めています。また、これらの成果目標を達成するため、障害福祉サービスの提供等の活動指標を計画に見込むものとされています。

<成果目標の設定>

施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活に移行 ● 平成25年度末時点の施設入所者から平成29年度末までに4%以上削減 ● 第3期計画における目標が達成されないと見込まれる場合は、上記目標に未達成分を加えた割合以上を目標とする
入院中の精神障害者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度における入院後3か月時点の退院率64%以上 ● 平成29年度における入院後1年時点の退院率91%以上 ● 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上削減

障害者の地域生活の支援	●地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに市町村または圏域ごとに少なくとも1拠点整備
福祉施設から一般就労への移行	●平成29年度の一般就労への移行実績を平成24年度実績の2倍以上 ●平成29年度末の就労移行支援利用者数を平成25年度末の6割以上増加 ●平成29年度末において、就労移行支援事業所の就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上

3. 障害福祉計画の策定に関する事項

①計画策定の留意事項

障害福祉計画の策定にあたっては、以下のようなことに留意すべきものとされています。

- ・障害者等の参加、地域社会の理解促進、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関が連携した総合的な取組などに配慮すること
- ・計画作成委員会等の開催
- ・関係部局相互間の連携
- ・市町村・都道府県の連携
- ・障害者等のニーズ等の把握
- ・住民意見の反映
- ・関連計画と調和のとれたものにする
- ・計画の定期的な調査・分析・評価を行い、必要に応じて見直しなどの措置をすること

②計画に定める事項

計画には次の内容を定めるものとされています。

計画に定める事項	<p>★2で示した「成果目標」</p> <p>★各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービス、指定地域相談支援・指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・指定障害福祉サービス、指定地域相談支援・指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込量の確保のための方策 </div> <p>★地域生活支援拠点等の整備</p> <p>★地域生活支援事業の実施に関する事</p> <p>★障害福祉サービス等の提供に向けた関係機関の連携等に関する事</p> <p>★障害児支援の基盤整備に関する事</p>
計画に盛り込むことが望ましい事項	<p>★計画の基本的理念等</p> <p>★計画の達成状況の点検・評価の方法等</p>

計画に定める障害福祉サービス等（地域生活支援事業を除く）は次のとおりであり、必要な見込量の設定について考え方が示されています。

訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定
日中活動系サービス、短期入所	生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型、B型） 療養介護 短期入所	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行者で利用が見込まれる者の数、平均的な利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定
居住系サービス	共同生活援助	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行者で利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	施設入所支援	平成25年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設から地域への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	地域移行支援	地域移行者で利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
	地域定着支援	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域移行者で移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
障害児支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、平均的な利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定
	福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定
	障害児相談支援	障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定

第4期障害福祉計画の基本理念について

1. 基本理念

- 本計画の基本理念は、第3期計画までの理念を継承するとともに、第4次障害者長期計画との連携の観点から、第4次障害者長期計画と同一の基本理念とします。

**障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現**

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 「障害者が住み慣れた地域で、主体的に」暮らすことのできる社会とは、
障害者がその生活・人生を尊重され、その人にとって、必要なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。
- 「共生、協働のもと」で暮らすことのできる社会とは、
障害に対する正しい理解と認識、一人ひとりの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体に行きわたり、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で主体性をもってあたり前に生活できる社会、また、そうした地域を障害者、地域、行政が共につくる社会を表しています。
- 「生き活きと輝いて暮らせる」社会とは、
上記の地域社会が実現され、障害者が地域の中で安心して、心豊かに暮らしながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって輝いて生きることのできる社会を表しています。

なお、「生き活き」とは、誰もが元気で、活力のある質の高い生活の実現の願いを込め、このような表記にしています。

2. 取組みの基本方針

- 本計画は、主に障害者の地域生活支援に向けた障害福祉サービス等の提供と、その提供体制の確保に向けた取組み等を定める計画となります。その取組みを進めていくうえでの基本的な方針は、第4次障害者長期計画と軌を一にしておく必要があることから、本計画における取組みの基本方針も、第4次障害者長期計画と同一とします。

◆障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重

- 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、自己決定権をもち、社会において幸福な生活を営むために重要な権利です。本市では、誰もが自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを感じながら生活のあらゆる場面でお互いの人格を認め合う人権感覚にあふれたまちの実現をめざしています。
- 障害者に対する差別は、重大な人権侵害であり、その解消に向け、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、自ら意思表示や意思決定する、障害者の自己決定権の尊重も重要です。施策展開にあたっては、障害者の人権、自己決定権の最大限の尊重に留意しながら取組みを進めます。

◆ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開

- 人は、誰もが人間としてかけがえのない存在であり、個性を持った存在です。障害者への支援は、それぞれの個人に寄り添う形で展開されなければなりません。障害者それぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活の状況などに応じて、必要な支援がとぎれなく、障害者の自立と社会参加の支援という展望のもとで、適切に提供されるようにしていくことが必要となります。
- このためには、福祉、教育、保健、医療、労働など、質的、量的な拡充をはじめ、支援に関わるさまざまな分野が有機的に連携するとともに、コーディネート等の機能も求められます。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等により支援を必要とする人へも、「制度の谷間」を埋めるために、支援が行き届くような対応も重要となります。施策展開にあたっては、障害者の個人を尊重し、個々に応じた適切な支援に配慮しながら取組みを進めます。

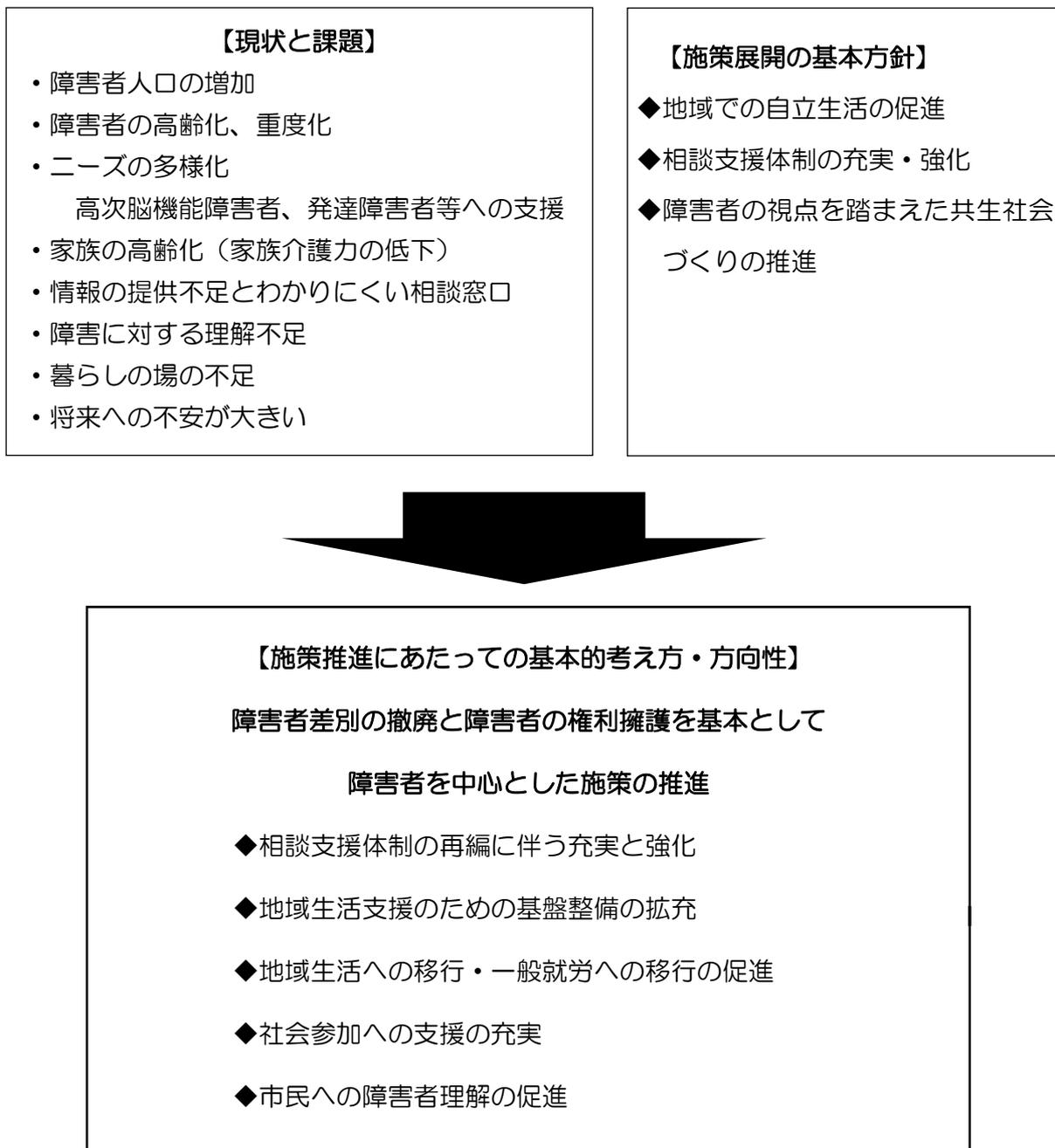
◆社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり

- 障害者は、その障害ゆえに、生活にさまざまな困難を抱えていますが、それに加え、社会のさまざまな領域に存在する障壁が、障害者の生活を制限・制約するものとなっています。こうした障壁は、ハード面のみならず、社会慣行や人々の考え方などのソフト面にも存在します。障害者の社会参加や生活の安心において、こうした社会的障壁を取り除いていくこと（アクセシビリティの向上）が必要となります。
- 社会的障壁は、明らかに障害者差別として認識されるものもありますが、一見してわかりにくいものもあります。障害者に対する必要かつ合理的な配慮がなされないことは障害者差別であり、それは解消されなければなりません。施策展開にあたっては、社会における合理的配慮の促進に留意し、取組みを進めます。

3. 施策の方向性

- 基本理念、基本方針をふまえ、施策を展開していくうえで、次の方向性をめざすものとします。現計画における方向性をふまえながら、新たな観点も含めた施策の方向性を定めます。

(現計画での施策の方向性)



(第4期計画での施策の方向性の案)

【現状と課題】

- 障害者人口の増加
- 障害者の高齢化、重度化
- サービス対象者、ニーズの多様化
高次脳機能障害者、発達障害者、難病患者、
障害児など、多様な利用者への対応
- 家族の高齢化（家族介護力の低下）
- 相談支援等の体制の確保
- サービス人材の確保と質の向上
- 地域で障害者を支える基盤の整備・強化
- 障害に対する理解不足
- 暮らしの場の不足
- 将来への不安が大きい

【取組みの基本方針】

- ◆ 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重
- ◆ ライフステージや障害特性等に配慮した
とぎれのない支援、個人を尊重した支援の
展開
- ◆ 社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮
の行きわたる共生社会づくり



【施策の方向性】

取組みの基本方針をふまえ、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を展開
サービスを通じた社会的障壁の除去、共生社会づくりをめざした施策を推進

- ◆ 相談支援の提供基盤の充実・強化
- ◆ 地域生活への移行、一般就労への移行の促進
- ◆ 地域生活の安心を支える支援基盤の構築
- ◆ ニーズの多様化等に応じたサービス基盤の充実、質の向上
- ◆ サービスを通じた社会参加の促進、交流促進、障害者理解の促進

第4期障害福祉計画の成果目標について

- ・障害福祉計画では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、めざすべき成果目標を定めることとされています。次期計画では、平成27～29年度が計画期間になるため、平成29年度を目標年度とした成果目標を定めることとなります。
- ・成果目標の基準については国により指針で定められており、この基準をふまえた目標を設定することとなります。なお、大阪府において、国基準をふまえた府の基準が検討されており、本市において目標設定を検討する場合、大阪府の基準もふまえる必要があります。

<成果目標の基準>

施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活に移行 ●平成25年度末時点の施設入所者から平成29年度末までに4%以上削減 ●第3期計画における目標が達成されないと見込まれる場合は、上記目標に未達成分を加えた割合以上を目標とする
入院中の精神障害者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度における入院後3か月時点の退院率64%以上 ●平成29年度における入院後1年時点の退院率91%以上 ●平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上削減
障害者の地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに市町村または圏域ごとに少なくとも1拠点整備
福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度の一般就労への移行実績を平成24年度実績の2倍以上 ●平成29年度末の就労移行支援利用者数を平成25年度末の6割以上増加 ●平成29年度末において、就労移行支援事業所の就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上

- ・施設入所者の地域生活への移行など、人数を設定する成果目標については、本市における基準となる人数（基準数値）と目標人数（目標値）は次のようになります。この目標達成に向け、次期計画における取組みを進めることとなります。

<成果目標の基準数値と目標値>

	国の基準	大阪府の基準	基準数値	目標値
施設入所者の地域生活への移行	平成25年度末時点の施設入所者の <u>12%以上</u> が平成29年度末までに地域生活に移行	国と同じ	487人	59人
	平成25年度末時点の施設入所者から平成29年度末までに <u>4%以上削減</u>	国と同じ	487人	20人
入院中の精神障害者の地域生活への移行	平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から <u>18%以上削減</u>	未定	1,751人	316人
福祉施設から一般就労への移行	平成29年度の一般就労への移行実績を平成24年度実績の2倍以上	<u>1.5倍以上</u> 全体で 1,500人	94人	141人
	平成29年度末の就労移行支援利用者数を平成25年度末の <u>6割以上増加</u>	未定	198人	119人

・なお、現計画における目標の達成状況は次のようになっています。

<現計画の目標>

施設入所者の地域生活への移行	○平成26年度末までに地域移行する人の累計目標人数 247人 (平成17年10月1日の施設入所者数595人の40%以上) ○平成26年度末の施設入所者の減少数 131人 (平成17年10月1日の施設入所者数595人の22%以上)
入院中の精神障害者の地域生活への移行	○平成26年度における「1年未満入院者の平均退院率」77.8%以上 (平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査比7%増加) ○平成26年度における「5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数」57人 (平成26年度における退院者数を直近の状況よりも20%増加)
福祉施設から一般就労への移行	○平成26年度の福祉施設から一般就労への移行者数 152人 (平成17年度の福祉施設からの一般就労移行者数28人の5.4倍)

<目標の達成状況>

①入所施設からの地域生活への移行

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地域移行者数累計(人)	114	127	134	136	142

②福祉施設から一般就労への移行

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般就労移行者数(人)	69	87	101	94	106

訪問系サービスの見込量設定について

1. 事業内容

- 訪問系サービスは、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護の 5 つのサービスの総称です。なお、堺市には重度障害者等包括支援の事業所はありません。

サービス種類	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行いません。障害支援区分 1 以上の方が対象となります。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。障害支援区分 3 以上の知的障害者または精神障害者で、一定の要件を満たした方が対象となります。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。障害支援区分 4 以上で、一定の要件を満たした方が対象となります。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行いません。障害支援区分 6 で、一定の要件を満たした方が対象となります。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

2. 現計画における見込量と実績値

- ・訪問系サービスの現計画における見込量と実績値を比較すると、いずれのサービスも実績値が見込量を下回っている状況となっています。
- ・その要因としては、現計画では実態調査をふまえた潜在ニーズを上乗せして見込量を設定しましたが、その潜在ニーズ分が現計画の期間で十分に顕在化しなかったことが考えられます。

訪問系サービスの見込量と利用実績

(人/月)

		H24			H25			差異		差異(潜在ニーズ除く)	
		実績	計画	うち潜在 ニーズ	実績	計画	うち潜在 ニーズ	H24	H25	H24	H25
居宅介護	身体障害者	431	514	43	438	539	45	83	101	40	56
	知的障害者	454	482	31	494	537	35	28	43	-3	8
	精神障害者	655	826	192	751	936	218	172	185	-21	-33
	障害児	175	204	9	162	211	10	29	49	20	39
	難病				8			0	-8	0	-8
	合計	1,715	2,026	275	1,852	2,223	308	311	371	36	63
重度訪問介護	身体障害者	154	155	10	166	167	11	1	1	-9	-10
	知的障害者	36	44	3	33	48	3	8	15	5	12
	精神障害者	6	6	2	8	8	2	-0	0	-2	-2
	障害児							0	0	0	0
	難病							0	0	0	0
	合計	196	205	15	207	223	16	9	16	-6	0
行動援護	身体障害者							0	0	0	0
	知的障害者	17	15	1	20	17	1	-2	-3	-3	-4
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児	9	14		7	16		5	9	5	9
	難病							0	0	0	0
	合計	26	29	1	27	33	1	3	6	2	5
同行援護	身体障害者	255	325		271	348		70	77	70	77
	知的障害者							0	0	0	0
	精神障害者							0	0	0	0
	障害児	2	3		3	4		1	1	1	1
	難病							0	0	0	0
	合計	257	328	0	274	352	0	71	78	71	78

※利用実績は各年度の月平均人数

3. 次期計画における見込量設定の考え方

- ・次期計画の訪問系サービスの見込量設定については、①潜在ニーズは勘案せずに、実績値のトレンドから今後の伸びを見込む、②潜在ニーズについては現計画期間では十分実現しなかったと考え、次期計画での顕在化を見込む、という2つの考え方があります。また、②については、顕在化の仕方で行くつかのパターンが考えられます。
- ・そこで、3つのパターンを設定し、見込量を算定します。

パターン1：実績値からのトレンドで見込んだ場合

パターン2：トレンドに加え、潜在ニーズが段階的に3年間で顕在化すると見込んだ場合

パターン3：トレンドに加え、潜在ニーズをそのまま上乗せして見込んだ場合

（算定方法）

①サービスの利用実績と障害者数から、各サービスの利用率を算定



②利用率実績の伸びを勘案し、次期計画期間における利用率を設定したうえで、次期計画期間の障害者数の見込に掛け、各サービスの利用者数を算定



③さらに、現計画期間で実現しなかった潜在ニーズについて、その実現率を設定し、次期計画期間での実現人数を利用者数に加算（パターン2、3の場合）



④サービス利用実績から利用者1人あたりの利用時間数を算定し、利用者数見込に掛けることで、次期計画期間での利用時間数を算定

パターン1：実績値からのトレンドで見込んだ場合

※同行援護は新しいサービスで現計画では潜在ニーズを見込まなかったため、パターン1～3で同じ見込となります

		利用人数(人/月)						利用時間数(時間/月)					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護	身体障害者	431	438	444	447	449	450	10,055	9,794	10,139	10,211	10,258	10,268
	知的障害者	454	494	520	538	551	561	9,447	9,921	10,622	11,000	11,261	11,458
	精神障害者	655	751	809	847	872	890	10,929	11,898	13,172	13,786	14,195	14,477
	障害児	175	162	161	159	158	156	3,017	2,663	2,709	2,684	2,652	2,617
	難病	0	8	8	9	9	10	0	78	42	45	47	49
	合計	1,715	1,852	1,942	2,001	2,039	2,065	33,448	34,353	36,685	37,725	38,413	38,869
重度訪問介護	身体障害者	154	166	174	177	179	180	21,635	22,778	24,084	24,603	24,892	25,004
	知的障害者	36	33	34	35	35	36	4,686	4,346	4,461	4,577	4,665	4,736
	精神障害者	6	8	8	9	9	9	677	780	863	908	938	958
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	196	207	216	221	224	225	26,997	27,904	29,407	30,088	30,495	30,698
行動援護	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	17	20	22	24	24	25	513	606	676	715	740	757
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児	9	7	7	7	7	7	221	137	155	154	152	150
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	26	27	29	31	31	32	733	743	831	869	892	907
同行援護	身体障害者	255	271	281	286	289	290	7,313	7,735	8,040	8,186	8,268	8,299
	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児	2	3	3	3	3	3	16	23	25	27	27	27
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	257	274	284	290	293	294	7,328	7,758	8,066	8,213	8,296	8,326

→推計値

→推計値

パターン2：トレンドに加え、潜在ニーズが段階的に3年間で顕在化すると見込んだ場合

※平成27で1/3、平成28で2/3、平成29年で全ニーズ実現とする

		利用人数(人/月)						利用時間数(時間/月)					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護	身体障害者	431	438	444	462	480	496	10,055	9,794	10,139	10,560	10,959	11,320
	知的障害者	454	494	520	551	576	599	9,447	9,921	10,622	11,252	11,776	12,242
	精神障害者	655	751	809	924	1,028	1,127	10,929	11,898	13,172	15,031	16,731	18,335
	障害児	175	162	161	163	164	165	3,017	2,663	2,709	2,739	2,761	2,779
	難病	0	8	8	9	9	10	0	78	42	45	47	49
	合計	1,715	1,852	1,942	2,108	2,258	2,396	33,448	34,353	36,685	39,627	42,274	44,725
重度訪問介護	身体障害者	154	166	174	181	187	191	21,635	22,778	24,084	25,121	25,933	26,567
	知的障害者	36	33	34	36	38	39	4,686	4,346	4,461	4,717	4,949	5,169
	精神障害者	6	8	8	9	10	11	677	780	863	981	1,087	1,184
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	196	207	216	226	235	242	26,997	27,904	29,407	30,819	31,969	32,920
行動援護	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	17	20	22	24	25	26	513	606	676	726	762	790
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児	9	7	7	7	7	7	221	137	155	154	152	150
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	26	27	29	31	32	33	733	743	831	880	914	940
同行援護	身体障害者	255	271	281	286	289	290	7,313	7,735	8,040	8,186	8,268	8,299
	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児	2	3	3	3	3	3	16	23	25	27	27	27
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	257	274	284	290	293	294	7,328	7,758	8,066	8,213	8,296	8,326

→推計値

→推計値

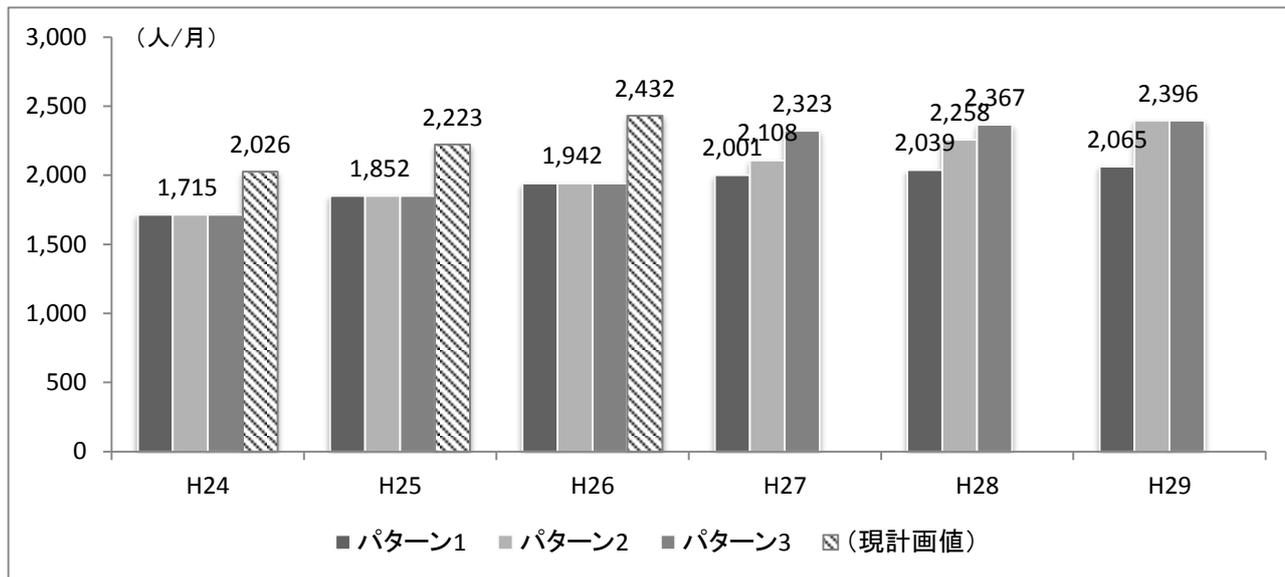
パターン3：トレンドに加え、潜在ニーズをそのまま上乗せして見込んだ場合

		利用人数(人/月)						利用時間数(時間/月)					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護	身体障害者	431	438	444	493	495	496	10,055	9,794	10,139	11,258	11,309	11,320
	知的障害者	454	494	520	575	589	599	9,447	9,921	10,622	11,758	12,033	12,242
	精神障害者	655	751	809	1,077	1,106	1,127	10,929	11,898	13,172	17,521	17,999	18,335
	障害児	175	162	161	169	167	165	3,017	2,663	2,709	2,849	2,816	2,779
	難病	0	8	8	9	9	10	0	78	42	45	47	49
	合計	1,715	1,852	1,942	2,323	2,367	2,396	33,448	34,353	36,685	43,431	44,204	44,725
重度訪問介護	身体障害者	154	166	174	188	191	191	21,635	22,778	24,084	26,158	26,454	26,567
	知的障害者	36	33	34	38	39	39	4,686	4,346	4,461	4,996	5,091	5,169
	精神障害者	6	8	8	11	11	11	677	780	863	1,127	1,161	1,184
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	196	207	216	237	240	242	26,997	27,904	29,407	32,281	32,706	32,920
行動援護	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害者	17	20	22	25	25	26	513	606	676	748	773	790
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児	9	7	7	7	7	7	221	137	155	154	152	150
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	26	27	29	32	32	33	733	743	831	901	925	940
同行援護	身体障害者	255	271	281	286	289	290	7,313	7,735	8,040	8,186	8,268	8,299
	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児	2	3	3	3	3	3	16	23	25	27	27	27
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	257	274	284	290	293	294	7,328	7,758	8,066	8,213	8,296	8,326

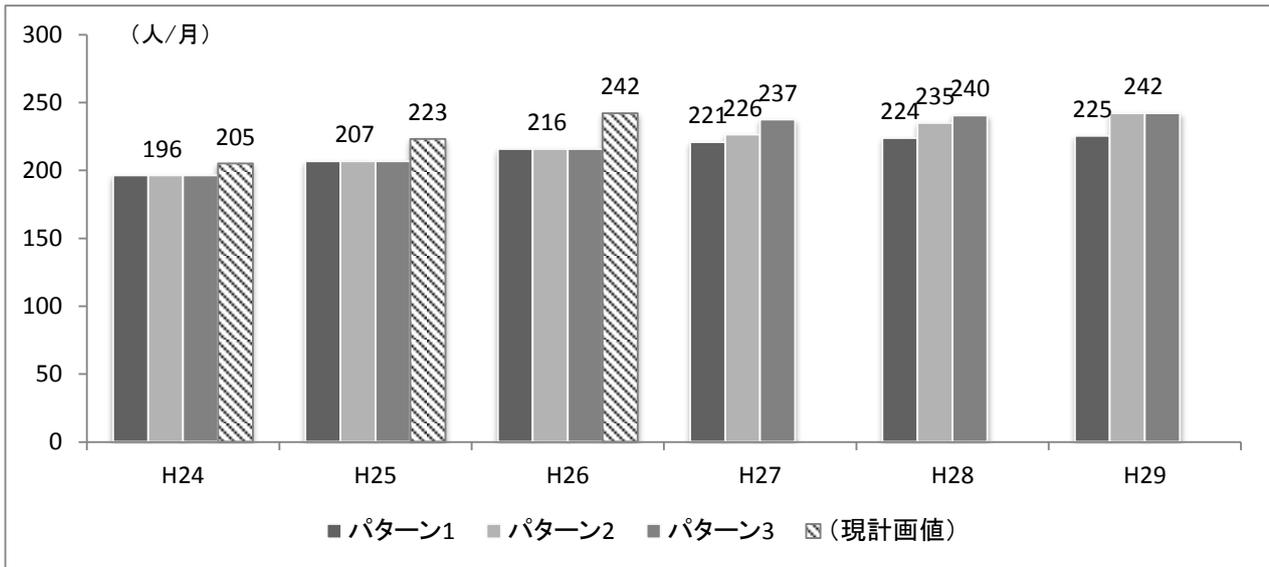
→推計値

→推計値

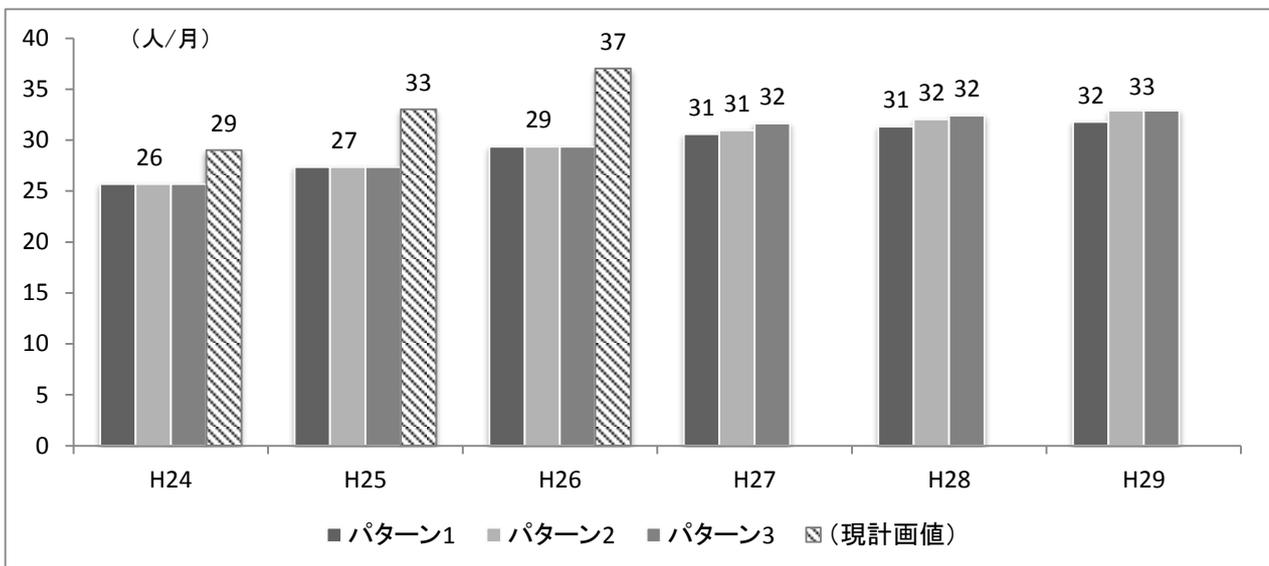
(居宅介護の見込)



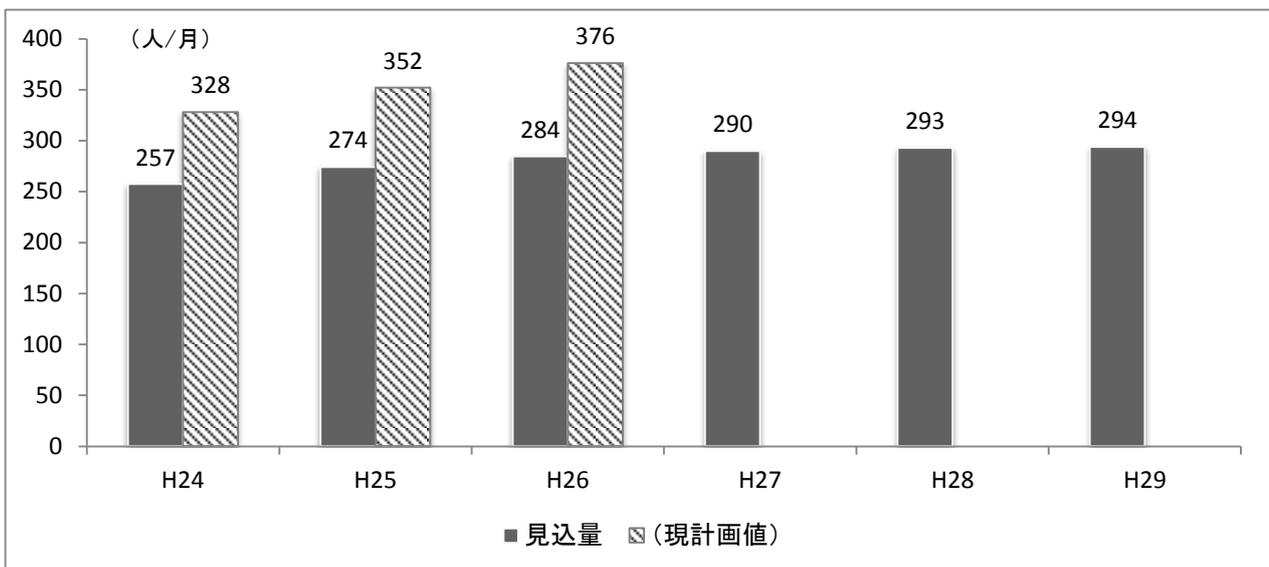
(重度訪問介護の見込)



(行動援護の見込)



(同行援護の見込)



4. 第4期障害福祉計画における見込量の設定

訪問系サービス

- 3. 次期計画における見込量設定の考え方で、パターン2を採用し見込量を設定することとします。

◆見込量

		H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	利用者(人/月)	2,108	2,258	2,396
	利用時間(時間/月)	39,627	42,274	44,725
重度訪問介護	利用者(人/月)	226	235	242
	利用時間(時間/月)	30,819	31,969	32,920
行動援護	利用者(人/月)	31	32	33
	利用時間(時間/月)	880	914	940
同行援護	利用者(人/月)	290	293	294
	利用時間(時間/月)	8,213	8,296	8,326

5. 取組み方策について

- 現計画では、訪問系サービスの基盤整備に向けた取組み方策として、

○事業者が、継続的に安定した運営が図れるように、国に対して、適正な報酬単価となるよう働きかけます。

○事業所職員のスキルアップを図るため研修を開催するなど、積極的に職員の人材育成や事業者の育成に取り組みます。

と記載しています。

- 次期計画においても、こうした取組みを引き続き推進するとともに、見込に対して利用が伸びていないことから、サービスの普及をいっそう進めていく必要があると考えられます。そこで、必要な人にサービスが行きわたるように、サービスについての周知啓発に努めるとともに、相談支援等を通じてサービス利用を促進します。また、医療ケアの必要な障害者への対応や、障害特性に応じた対応力の向上など、サービスの質の向上を通じて、サービス利用者の層の拡大をめざします。

日中活動系サービス、療養介護、短期入所の見込量設定について

1. サービス内容

【日中活動系サービス、療養介護、短期入所】

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。長期入院による医療的ケアが必要で、一定の要件を満たした方が対象となります。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 常時介護が必要な障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の方が対象となります。なお、入所の場合は基本的に区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）が対象となります。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 介護を行う人が介護できない場合に、短期間の入所が必要な方（障害程度区分1以上、該当する障害児も含む）が対象となります。介護者のレスパイトサービスとしての役割も担います。
自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練については、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障害者、難病の方などが対象となります。 生活訓練については、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害者及び精神障害者が対象となります。 なお、生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方などに、一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練を行う宿泊型自立訓練のサービスもあります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指すサービスです。一般就労等を希望する65歳未満の障害者が対象となります。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満の方が対象となります。 B型については、就労経験のある方や、就労移行支援事業等を利用したが一般就労が難しいと判断された方などが対象となります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

2. 現計画における見込量と実績値

- ・現計画における、日中活動系サービス、療養介護、短期入所の見込量と実績値の差異は以下のようになっています。

見込量と利用実績

(人/月)

		H24			H25			差異		差異(潜在ニーズ除く)	
		実績	計画	うち潜在ニーズ	実績	計画	うち潜在ニーズ	H24	H25	H24	H25
療養介護	身体障害者	16	28	0	19	26	0	11	7	11	7
	知的障害者	77	132	0	104	144	0	55	40	55	40
	合計	94	160	0	123	170	0	66	47	66	47
生活介護	身体障害者	317	307	20	275	334	22	-10	59	-30	37
	知的障害者	1,421	1,331	29	1,326	1,413	30	-90	87	-119	57
	精神障害者	24	38	9	25	49	12	14	24	5	12
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,762	1,676	58	1,625	1,796	64	-86	171	-144	107
短期入所	身体障害者	47	49	14	41	49	14	3	9	-12	-6
	知的障害者	414	553	124	407	585	131	139	178	15	47
	精神障害者	5	28	20	4	30	22	23	26	3	4
	障害児	53	114	52	63	120	55	62	57	10	2
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	518	744	210	515	784	222	226	269	16	47	
自立訓練(機能訓練)	身体障害者	17	24	1	23	27	1	8	4	7	3
	知的障害者	1	0	0	0	0	0	-1	-0	-1	-0
	精神障害者	1	0	0	5	0	0	-1	-5	-1	-5
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	18	24	1	28	27	1	6	-1	5	-2
自立訓練(生活訓練)	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	-0	0	-0
	知的障害者	43	98	6	51	101	6	56	50	50	44
	精神障害者	34	7	0	41	8	1	-27	-33	-27	-34
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	77	105	6	93	109	7	28	16	22	9
就労移行支援	身体障害者	26	53	2	13	53	2	27	40	25	38
	知的障害者	155	364	16	121	376	17	209	255	193	238
	精神障害者	73	60	3	56	65	4	-13	9	-16	5
	難病	0	0	0	0	0	0	0	-0	0	-0
	合計	254	477	21	191	494	23	223	303	202	280
就労継続A型	身体障害者	8	3	0	7	4	0	-5	-3	-5	-3
	知的障害者	25	14	1	33	19	1	-11	-14	-12	-15
	精神障害者	12	5	0	15	7	0	-7	-8	-7	-8
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	45	22	1	54	30	1	-23	-24	-24	-25
就労継続B型	身体障害者	115	125	4	125	137	4	10	12	6	8
	知的障害者	771	647	30	794	733	34	-124	-61	-154	-95
	精神障害者	513	494	32	552	588	39	-19	36	-51	-3
	難病	0	0	0	1	0	0	0	-1	0	-1
	合計	1,399	1,266	66	1,471	1,458	77	-133	-13	-199	-90

※利用実績は各年度の月平均人数

【各サービスの現状分析】

（療養介護）

- ・計画見込量を下回る水準で推移していますが、堺市立重症心身障害者（児）支援センターへの入所により平成 24～25 で利用者数は増えております。

（生活介護）

- ・平成 24 では計画見込を上回る利用者数となっていました。平成 25 では見込を下回り、利用実績自体も減少しています。潜在ニーズ分を除外してもその差は大きい。後述するように就労継続支援B型の利用がかなり増加していることから、比較的障害程度の重い方も就労継続支援B型を利用していると考えられます。

（短期入所）

- ・計画見込量を下回る水準で推移しており、見込と実績の差が大きくなっています。利用人数は平成 24～25 でほとんど変化がありません。計画見込では潜在ニーズを多く見込む形で量を設定していましたが、潜在ニーズ分を除外すると見込と実績の差はかなり小さくなります。これは潜在ニーズがほとんど実現されていないということであり、要因としては医療的ケアを必要とする利用者の受入れ体制が不十分であることなどが考えられます。

（自立訓練）

- ・機能訓練、生活訓練とも、おおむね計画見込量に近い水準で推移しています。なお、利用内訳を見ると、生活訓練では、知的障害者の利用が見込より少なく、精神障害者の利用が大きくなっています。

（就労移行支援）

- ・計画見込量に対し、実績が大きく下回る水準で推移しています。利用実績自体も大きく減少しています。潜在ニーズ分を除外してもその差は大きく、利用が落ち込む状況となっています。障害者の一般就労を促進するうえで重要なサービスですが、利用期限があることなどから、就労までに必要な能力が育たないこと、利用者が就労したのち、次の利用者の確保が難しいなど、事業所にとっても運営が難しいサービスで事業所数も減っていることなどが要因と考えられます。

（就労継続支援）

- ・A型、B型とも計画見込を上回る利用者数となっており、特にB型は大きく利用者が増えています。利用内訳を見ると、いずれの障害種別も利用者数が増えています。特に精神障害者の利用が増えています。

3. 次期計画における見込量設定の考え方

- ・次期計画の日中活動系サービス、療養介護、短期入所の見込量については、成果目標との整合を図る必要があることから、①利用実績をふまえたサービス見込量の設定→②福祉施設から一般就労への移行等の成果目標を勘案して見込量を再設定、という手順で設定するものとします。

①利用実績をふまえたサービス見込量の設定

- ・療養介護については、現状の利用者数ベースの130人/月を見込みます。
- ・就労継続支援（A型・B型）については、潜在ニーズを含めてもそれを上回る伸びで推移していることから、基本的に実績値の伸びを前提に利用量を見込みます。
- ・その他のサービスについては、実績値の伸びに加え、現計画期間で実現しなかった潜在ニーズについて実現率を上乘せして利用量を見込みます。

（実績値をふまえた見込量の算定方法）

①サービスの利用実績と障害者数から、各サービスの利用率を算定



②利用率実績の伸びを勘案し、次期計画期間における利用率を設定したうえで、次期計画期間の障害者数の見込に掛け、各サービスの利用者数を算定



③さらに、現計画期間で実現しなかった潜在ニーズについて、その実現率を設定し、次期計画期間での実現人数を利用者数に加算



④サービス利用実績から利用者1人あたりの利用日数を算定し、利用者数見込に掛けることで、次期計画期間での総利用日数を算定

(各サービスの見込量の設定)

		利用人数(人/月)						利用日数(人日/月)					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29
療養介護	身体障害者	16	19	20	20	20	20						
	知的障害者	77	104	110	110	110	110						
	合計	94	123	130	130	130	130						
生活介護	身体障害者	317	275	278	287	296	304	4,934	5,170	5,234	5,408	5,571	5,717
	知的障害者	1,421	1,326	1,369	1,415	1,453	1,486	26,697	27,699	28,603	29,573	30,365	31,057
	精神障害者	24	25	25	30	35	40	367	379	391	466	540	615
	難病	0	0	7	7	7	8	0	0	77	80	82	85
	合計	1,762	1,625	1,679	1,740	1,792	1,838	31,997	33,248	34,306	35,527	36,559	37,474
短期入所	身体障害者	47	41	41	46	51	56	342	358	363	407	451	493
	知的障害者	414	407	421	478	534	590	2,448	2,785	2,876	3,268	3,653	4,036
	精神障害者	5	4	4	12	20	28	42	25	25	73	123	173
	障害児	53	63	68	88	106	123	205	280	302	391	471	546
	難病	0	0	2	3	3	3	0	0	8	9	11	12
	合計	518	515	536	627	715	801	3,037	3,448	3,574	4,148	4,708	5,260
自立訓練(機能訓練)	身体障害者	17	23	26	28	29	30	216	340	366	394	412	422
	知的障害者	1	0	0	0	0	0	2	2	1	1	1	1
	精神障害者	1	5	7	8	9	9	7	72	82	96	104	109
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	18	28	33	37	38	40	224	413	449	492	517	532
自立訓練(生活訓練)	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	3	3
	知的障害者	43	51	57	62	66	70	858	981	1,138	1,249	1,334	1,406
	精神障害者	34	41	46	50	52	54	902	742	916	968	1,004	1,029
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	77	93	103	112	119	124	1,760	1,725	2,057	2,219	2,340	2,438
就労移行支援	身体障害者	26	13	13	14	15	16	445	247	238	251	264	277
	知的障害者	155	121	125	135	143	152	2,982	2,422	2,455	2,637	2,808	2,972
	精神障害者	73	56	58	61	63	66	1,095	1,016	961	1,007	1,049	1,088
	難病	0	0	1	1	1	1	0	6	8	9	9	10
	合計	254	191	198	210	223	234	4,522	3,692	3,663	3,904	4,130	4,347
就労継続A型	身体障害者	8	7	7	7	7	7	198	152	161	162	163	163
	知的障害者	25	33	37	40	41	43	519	705	790	848	884	907
	精神障害者	12	15	17	18	18	19	237	290	319	338	350	358
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	45	54	61	64	67	68	954	1,147	1,271	1,348	1,396	1,428
就労継続B型	身体障害者	115	125	131	134	136	137	1,801	2,109	2,133	2,183	2,211	2,222
	知的障害者	771	794	820	842	858	871	15,067	15,799	16,168	16,591	16,909	17,167
	精神障害者	513	552	578	596	610	620	6,954	8,149	8,184	8,448	8,640	8,782
	難病	0	1	6	6	7	7	0	0	60	62	63	64
	合計	1,399	1,471	1,535	1,579	1,610	1,634	23,822	26,056	26,545	27,284	27,823	28,235

→推計値

→推計値

②成果目標を勘案した見込量の再設定

<成果目標の目標値>

	国の基準	目標値
入院中の精神障害者の 地域生活への移行	平成29年6月末時点の長期在院者 数を平成24年6月末時点から <u>18%以上削減</u>	地域移行者数 316人
福祉施設から一般就労 への移行	平成29年度の一般就労への移行実 績を平成24年度実績の <u>2倍以上</u>	一般就労移行者数 141人
	平成29年度末の就労移行支援利用 者数を平成25年度末の <u>6割以上増</u> 加	利用者増加数 119人

- 成果目標により、見込量の設定には次の観点を組み込む必要があります。

- ◆日中活動系サービスの利用者数について、病院から地域に移行する316人に対する必要分を見込む
- ◆就労移行支援の利用者数について、現状から119人以上増やす

(各サービスの見込量の再設定)

【利用実績をふまえた見込量】

	利用人数(人/月)						利用日数(人日/月)					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29
療養介護	94	123	130	130	130	130						
生活介護	1,762	1,625	1,679	1,740	1,792	1,838	31,997	33,248	34,306	35,527	36,559	37,474
短期入所	518	515	536	627	715	801	3,037	3,448	3,574	4,148	4,708	5,260
自立訓練(機能訓練)	18	28	33	37	38	40	224	413	449	492	517	532
自立訓練(生活訓練)	77	93	103	112	119	124	1,760	1,725	2,057	2,219	2,340	2,438
就労移行支援	254	191	198	210	223	234	4,522	3,692	3,663	3,904	4,130	4,347
就労継続A型	45	54	61	64	67	68	954	1,147	1,271	1,348	1,396	1,428
就労継続B型	1,399	1,471	1,535	1,579	1,610	1,634	23,822	26,056	26,545	27,284	27,823	28,235

→推計値

→推計値



【成果目標を勘案した見込量】

	利用人数(人/月)						利用日数(人日/月)					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24	H25	H26	H27	H28	H29
療養介護	94	123	130	130	130	130						
生活介護	1,762	1,625	1,679	1,793	1,897	1,996	31,997	33,248	34,306	36,687	38,808	40,832
短期入所	518	515	536	627	715	801	3,037	3,448	3,574	4,148	4,708	5,260
自立訓練(機能訓練)	18	28	33	37	38	40	224	413	449	492	517	532
自立訓練(生活訓練)	77	93	103	165	224	282	1,760	1,725	2,057	3,429	4,646	5,857
就労移行支援	254	191	198	231	261	310	4,522	3,692	3,663	4,291	4,848	5,756
就労継続A型	45	54	61	64	67	68	954	1,147	1,271	1,348	1,396	1,428
就労継続B型	1,399	1,471	1,535	1,632	1,715	1,792	23,822	26,056	26,545	28,339	29,789	31,125

→推計値

→推計値

4. 第4期障害福祉計画における見込量の設定

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用人数 (人/月)	130	130	130
生活介護	利用人数 (人/月)	1,793	1,897	1,996
	利用日数 (人日/月)	36,687	38,808	40,832
短期入所	利用人数 (人/月)	627	715	801
	利用日数 (人日/月)	4,148	4,708	5,260
自立訓練(機能訓練)	利用人数 (人/月)	37	38	40
	利用日数 (人日/月)	492	517	532
自立訓練(生活訓練)	利用人数 (人/月)	165	224	282
	利用日数 (人日/月)	3,429	4,646	5,857
就労移行支援	利用人数 (人/月)	231	261	310
	利用日数 (人日/月)	4,291	4,848	5,756
就労継続支援A型	利用人数 (人/月)	64	67	68
	利用日数 (人日/月)	1,348	1,396	1,428
就労継続支援B型	利用人数 (人/月)	1,632	1,715	1,792
	利用日数 (人日/月)	28,339	29,789	31,125

5. 取組み方策について

【生活介護】

- 重度の利用者に対応ができる体制が確保できるよう報酬について国に要望していきます。
- 医療的ケアを必要とする障害者の受入れができるよう、「生活介護事業所機能強化事業」の拡充を検討します。

【短期入所】

- 医療的ケアの必要な利用者の受入れに必要な体制の確保ができるよう国に要望するとともに、事業者への助成を行っていきます。
- 短期入所の長期利用を解消するために、地域生活移行を含めた支援を引き続き行います。

【自立訓練】

- 健康福祉プラザ内の生活リハビリテーションセンターをはじめ、効果的な自立訓練事業を推進し、地域での自立生活に必要な社会生活力の維持・向上に努めます。

【就労移行支援】

- 就労移行支援事業所が効果的な支援ができるよう、障害者就業・生活支援センターが障害者の就労支援の中核機関として、雇用、福祉、教育等の関係機関との有機的な連携を行い、職業生活・日常生活・社会生活を総合的に支援するとともに、定着支援を図ります。また、今後、精神・発達障害者の支援ができる事業者の育成について検討します。

【就労継続支援】

- 健康福祉プラザ内の授産活動支援センターにおいて、就労継続支援（B型）等障害福祉サービス事業所への経営改善や製品開発に関する相談支援、企業や商工団体等とのネットワーク構築を図り、授産製品や役務の受発注のとりまとめなど授産活動への総合的な支援に努めます。

居住系サービスの見込量設定について

1. サービス内容

共同生活援助 (グループホーム)	<p>共同生活を営む住居で、主に夜間において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。地域生活を営むうえで、日常生活上の援助が必要な障害者が対象となります。</p> <p>なお、平成26年4月より共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。</p>
施設入所支援	<p>施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。主に障害支援区分4以上(50歳以上の方は区分3以上)の人が対象となります。生活介護などの日中活動とあわせて、障害者の日常生活を一体的に支援するサービスです。</p>

2. 現計画における見込量と実績値

- ・現計画における居住系サービスの見込量と実績値の差異は以下のようになっています。

(人/月)

		H24			H25			差異		差異(潜在ニーズ除く)	
		実績	計画	うち潜在ニーズ	実績	計画	うち潜在ニーズ	H24	H25	H24	H25
共同生活援助	身体障害者	14	10	0	15	12	0	-4	-3	-4	-3
	知的障害者	468	528	27	505	597	30	60	92	33	62
	精神障害者	78	90	8	78	89	8	12	11	4	3
	合計	560	628	35	598	698	38	68	100	33	62
施設入所支援	身体障害者	117	117	0	113	117	0	0	4	0	4
	知的障害者	368	376	0	375	376	0	8	1	8	1
	合計	485	493	0	488	493	0	8	5	8	5

※利用実績は各年度の月平均人数

※施設入所支援の精神障害者はすべて身体障害との重複であるため、身体障害者に算定している。

【各サービスの現状分析】

（共同生活援助）

- 市内で共同生活援助を行う施設の定員総数は、平成24年度末は523人、平成25年度末は530人へと増え、さらに今年5月時点では550人にまで増加し続けています。しかし、それでも定員総数はまだ計画見込の定員総数に追い付いておらず、市内施設だけでは現状のニーズに対応できていません。

（施設入所支援）

- 利用者数はほぼ横ばいとなっています。見込と実績の差については、各年度とも実績は見込よりも少ない水準で推移しています。

3. 次期計画における見込量設定の考え方

- 次期計画の居住系サービスの見込量については、成果目標との整合を図る必要があることから、
①利用実績をふまえたサービス見込量の設定→②入所施設、精神科病院からの地域移行等の成果目標を勘案して見込量を再設定、という手順で設定するものとします。

①利用実績をふまえたサービス見込量の設定

- 共同生活援助については、実績値に対し、現計画期間で実現しなかった潜在ニーズについて実現率を上乗せして利用量を見込みます。
- 施設入所支援は現状の利用者数をそのまま仮置きします。

（各サービスの見込量の設定）

		利用人数(人/月)					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同生活援助	身体障害者	14	15	15	16	16	16
	知的障害者	468	505	529	557	580	601
	精神障害者	78	78	80	85	89	94
	合計	560	598	624	658	685	711
施設入所支援	身体障害者	117	113	113	113	113	113
	知的障害者	368	375	375	375	375	375
	合計	485	488	488	488	488	488

→推計値

②成果目標を勘案した見込量の再設定

<成果目標の目標値>

	国の基準	目標値
施設入所者の地域生活への移行	平成25年度末時点の施設入所者の <u>12%以上</u> が平成29年度末までに地域生活に移行	地域移行者数 61 人
	平成25年度末時点の施設入所者から平成29年度末までに <u>4%以上</u> 削減	施設入所者数 465 人
入院中の精神障害者の地域生活への移行	平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から <u>18%以上</u> 削減	地域移行者数 316 人

- 成果目標により、見込量の設定には次の観点を組み込む必要があります。

- ◆施設入所支援の利用者数を 465 人以下とする
- ◆共同生活援助の利用者数について、施設から地域に移行する 61 人、病院から地域に移行する 316 人に対する必要分を見込む

(成果目標を勘案した見込量の再設定)

		利用人数(人/月)					
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同生活援助	身体障害者	14	15	16	18	19	20
	知的障害者	468	505	534	572	600	628
	精神障害者	78	78	90	135	199	252
	合計	560	598	640	725	818	900
施設入所支援	身体障害者	117	113	112	111	109	107
	知的障害者	368	375	371	367	363	358
	合計	485	488	483	478	472	465

→推計値

※共同生活援助については、退所・退院者数の半数程度がサービスを利用するものとして設定

※施設入所支援については、目標値の 465 人まで削減

4. 第4期障害福祉計画における見込量の設定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	利用人数（人/月）	725	818	900
施設入所支援	利用人数（人/月）	478	472	465

5. 取組み方策について

【居住系サービス】

○グループホームの報酬単価の見直しや運営体制の強化について国への働きかけを行います。

○グループホームの整備充実に向けて、国庫補助金整備事業を活用するとともに、運営補助等の検討を行います。

相談支援の見込量設定について

1. サービス内容

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、地域生活が継続できるように相談や緊急時の訪問などの支援を行います。

2. 現計画における見込量と実績値

- 現計画における、相談支援の見込量と実績値の差異は以下のようになっています。

見込量と利用実績 (人/月)

	H24		H25		差異	
	実績	計画	実績	計画	H24	H25
計画相談支援	身体障害者	69	86			
	知的障害者	196	301			
	精神障害者	94	157			
	難病	0	0			
	合計	359	1,592	544	4,215	-1,234
地域移行支援	身体障害者	1	0			
	知的障害者	1	1			
	精神障害者	4	2			
	難病	0	0			
	合計	5	111	3	140	-106
地域定着支援	身体障害者	48	57			
	知的障害者	116	162			
	精神障害者	21	30			
	難病	0	0			
	合計	185	432	248	990	-247

※利用実績は各年度の月平均人数

- いずれも、実績と計画の乖離がかなり大きくなっています。その要因としては、相談支援は平成24年度より現行制度となり、基盤整備がその時点からスタートしていることから、現計画の計画期間において、十分に基盤整備が進まなかったことが考えられます。特に計画相談支援については、障害福祉サービスの利用者すべてが平成27年3月までに計画作成を行うこととされており、その原則に基づき見込を設定した一方、現状ではその見込をカバーできるだけのサービスの供給が確保できておらず、差異が大きくなっている状況です。

3. 次期計画における見込量設定の考え方

- 次期計画の相談支援の見込量については、現状では基盤整備が十分ではないものの、計画相談支援については障害福祉サービスの利用者すべてが利用するという原則をふまえ、計画期間内に達成をめざすものとして設定します。また、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）については、成果目標における地域移行者数をふまえた見込量設定とします。

（見込量の設定）

利用人数

（人/月）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	サービス利用支援	359	544	220	433	605	630
	継続サービス利用支援			1,247	2,454	3,429	3,570
地域相談支援	地域移行支援	5	3	5	10	11	11
	地域定着支援	185	248	284	306	443	576
（参考）障害支援区分認定者数（人）		/		6,571	6,927	7,251	7,552
うち、計画相談支援利用者割合		/		40%	75%	100%	100%
うち、計画相談支援利用者数（人）		/		2,629	5,195	7,251	7,552

→推計値

※サービス利用支援の見込量は、障害支援区分認定者数をベースに、H28以降、全員が利用するものとして算出

※継続サービス利用支援の見込量は、サービス利用支援見込量をベースに、実績割合から算出

地域移行者数：施設から地域に移行61人、病院から地域に移行316人

4. 第4期障害福祉計画における見込量の設定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援 (サービス利用支援) (継続サービス利用支援)	利用人数(人/月)	2,887	4,034	4,200
	利用人数(人/月)	433	605	630
	利用人数(人/月)	2,454	3,429	3,570
地域相談支援 (地域移行支援) (地域定着支援)	利用人数(人/月)	316	454	587
	利用人数(人/月)	10	11	11
	利用人数(人/月)	306	443	576

5. 取組み方策について

- 計画相談支援及び地域相談支援については、サービスを提供する事業者の拡大と並行しながら、障害福祉サービスを利用する全ての障害者に対して、段階的に相談支援が行き渡るよう、計画的に進めていきます。
- 相談支援専門員初任者養成研修において、府と連携しながら毎年一定数の研修修了者を出すことで、相談支援専門員の増加を図ります。
- 事業者向け研修会を毎年開催することで、事業者の育成と支援を強化していきます。
- 各区の自立支援協議会、障害者基幹相談支援センター及び民間の相談支援事業者によるネットワークを活用して、関係機関との情報共有を図りながら、事業所間の連携を強化していきます。